

第三次産業のための 安全推進者モデルテキスト

－ 小売業、飲食店、社会福祉施設を中心に －



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

はじめに

第3次産業では、その従事者数の増加や未熟練労働者の増加等により、全業種に占める割合は増加傾向にあります。このため、従業員の安全対策が強く求められています。

しかし、第3次産業のうち小売業（各種商品小売業を除く）、飲食店、社会福祉施設等では、安全管理者や安全衛生推進者など安全関係の管理体制は法令での義務づけはありません。

このため、上記の業種における労働災害防止の安全対策を進めるため、安全関係を管理あるいは担当する者として「安全推進者」の配置が、厚生労働省の行政指導として求められています。

このテキストは、第三次産業のうち安全管理者や安全衛生推進者の選任等を必要としない、小売業（各種商品小売業を除く）、飲食店、社会福祉施設を主な対象として、そこでの安全管理を進めていただくご担当者（以下「安全推進者」といいます。）の教育用として取りまとめたものです。

その教育を行う際の標準的なカリキュラムは下の表のとおりです。

教育の対象となる方のこれまでの安全についての経験や、安全教育の受講状況等によって、教育に必要な時間は（ ）の時間まで短縮できるものとしています。

是非、テキストを活用し、店舗や施設での安全の向上を図っていただくよう、お願いいたします。

<安全推進者を配置する際の安全教育カリキュラム>

講習科目	範囲	時間
安全管理	安全推進者の役割と職務 安全活動 労働災害の原因の調査と再発防止対策	1.5H (0.5H)
リスクアセスメント等	リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置等	1.5H (0.5H)
安全教育	安全教育の方法 作業標準の作成と周知	0.5H
安全関係法令	労働安全衛生法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項	0.5H
	計	4 H(2H)

目 次

第1 第三次産業の労働災害の特徴

- 1-1 小売業、飲食店、社会福祉施設などの労働災害が増加 2
- 1-2 小売業の労働災害では転倒、腰痛等の防止がポイント 4
- 1-3 飲食店の労働災害では転倒、切れ・こすれの防止がポイント 5
- 1-4 社会福祉施設の労働災害では腰痛、転倒の防止がポイント 6
- 1-5 高年齢労働者の災害の特徴 7
- 1-6 未熟練労働者の災害の特徴 8
- 1-7 災害事例 9

第2 職場の安全管理体制

- 2-1 労働災害防止の基本の考え方 14
- 2-2 小売業、飲食店、社会福祉施設における「安全管理体制」 15
- 2-3 安全推進者の配置 16
- 2-4 安全推進者の職務 18

第3 安全管理のすすめ方

- 3-1 各種の安全活動 24
- 3-2 未熟練労働者の災害防止 41
- 3-3 高年齢労働者の災害防止対策 43
- 3-4 本社と店舗・施設における安全管理の取組 45
- 3-5 事故発生時の対応 48
- 3-6 災害調査の実施 49
- 3-7 災害事例等安全衛生関連情報の入手方法 52

第4 リスクアセスメントによる安全度の高い職場の実現

- 4-1 リスクアセスメントとは 54
- 4-2 リスクアセスメントの進め方 56
- 4-3 リスクアセスメントの実施例 63
- 4-4 リスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステム 70

第5 安全教育のすすめ方

- 5-1 安全教育の方法 74
- 5-2 安全教育のすすめ方 75
- 5-3 安全衛生教育は繰り返し実施しましょう 77
- 5-4 安全衛生教育で気をつけること 79
- 5-5 雇用形態等に配慮した安全衛生教育 80

第6 作業標準の作成と周知

- 6-1 作業標準とは 84
- 6-2 作業標準の作成事例 86

第7 関係法令

- 7-1 関係法令の基本 90
- 7-2 関係法令 93

資料編

- 参考1 安全推進者の配置等に関するガイドライン 120
- 参考2 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 123
- 参考3 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 127

